## 北品川禁煙通信

第 13号:東京にもう一度オリンピックを!

## ◇ オリンピックの根底に流れる精神



今年の 9 月に、2020 年のオリンピック開催地が 決定します。開催地として立候補している東京は招 致に向けて PR 活動を更に活発化させていますが、 前回までの禁煙通信でもお伝えしてきたようにオリ ンピックと喫煙対策は切っても切れない関係にあり ます。今回はこの点についてもう一度お話ししましょ う。

国際オリンピック委員会(IOC)は 1988 年来オリ ンピックでの禁煙方針を採択し、会場の禁煙化とと もにタバコ産業のスポンサーシップを拒否してきま した。2010年には世界保健機構(WHO)とタバコの ないオリンピックを目指す協定に調印しています。以 下にその条文の一部を抜粋します。

≪世界保健機関(WHO)と国際オリンピ ック委員会(IOC)は、すべての人々に運動 とスポーツを奨励し、タバコのないオリンピ ックを実現し、子どもの肥満を予防するため に健康的なライフスタイルを奨励することを 共同で行う合意に達した。(中略)健康的な

ライフスタイルの推進「健康的なライフスタ イルと草の根のスポーツ運動を広げること は IOC と WHO の共通の目標であり、本 日の合意は、この 2 機関が行っている様々 な先導活動の間に相乗効果を生むことにな ろう。」とジャック・ロゲ IOC 会長はのべた。 「すべての年代の生活習慣病を減らす活動 をすべての人々が協力して実行できるよう にする事がこの合意の本旨だ。」60 才以前 の死亡の約 90% は発展途上国で発生して おり、タバコ使用、健康的でない食習慣、運 動不足をなくすることで予防できる。≫

実際、バルセロナ、アトランタ、シドニー、アテネ、 北京、ロンドン、リオデジャネイロなど、オリンピック 開催都市にはすべて罰則付きの受動喫煙防止法ま たは条例が存在しています。世界一喫煙率の高い中 国ですら、北京オリンピック開催のために、北京市 に受動喫煙防止条例を制定したことは殆ど知られて いません。オリンピックを東京へ招致するためには、 すべてのレストラン、バー、移動手段を含む受動喫 煙防止条例が存在していないことが大きな弱点にな っています。2020 年のオリンピックに立候補してい る都市のうち、マドリード (スペイン)、ドーハ (カター ル)、イスタンブール (トルコ) にはいずれも罰則付き の厳しい受動喫煙防止法がすでに制定されています。 このうちドーハは最終選考を前に脱落し、現在はそ の他の3都市によって招致に向けた争いが展開され ている状況です。

ところが、最終選考に残った 3 都市のうち受動喫 煙を防ぐための法律がないのは東京だけであること は意外と知られていません。その理由はマスコミが 敢えて報道しないからです。そこには多大な資金を 持つ広告主としてのタバコ会社の存在があると思わ れます。大口のスポンサーとして君臨するタバコ産 業はマスコミに喫煙問題に関して積極的に報道しな いようにプレッシャーをかけています。大手新聞にお いてもタバコ会社の広告を出す日は同じ紙面に禁煙 関連の記事がないかどうかをタバコ会社の社員がチ エックしに来ているという話も聞きます。

しかし、今回東京にオリンピックを招致するには喫 煙対策を無視することは出来ないはずです。先日の 都知事選で圧倒的な得票数で新知事となった猪瀬 直樹氏はヘビースモーカーで有名であり日本たばこ 産業(JT)の宣伝誌である『愛煙家通信』にも積極的 に投稿して禁煙運動に対して反対する立場をとって いますが、彼はオリンピックの招致運動において自 己の矛盾をどう整理していくのでしょうか?知事自 身が喫煙されることに関して私はどうこういうつもり はありません。しかし、都民の健康と今回のオリンピ ックの招致運動を考える時、実効性のある受動喫煙 防止条例を東京都で実現させることは彼の義務であ り責任であると考えます。私の手元に東京2020オリ ンピック・パラリンピック招致委員会がIOCに提出す る申請ファイルがありますが、その中には受動喫煙 対策に関しては残念ながら一言も触れられていませ ん。果たしてこれで 9 月の最終選考で東京は栄冠を 勝ち取ることが出来るのでしょうか。一日も早く受動 喫煙防止条例を東京都で実現して頂きたいと思いま す。みなさんにも是非、電話やメールなどで招致委 員会にメッセージを送って頂きたいと思います。

## ◇ ベランダでの喫煙に有罪判決

-近隣住民に配慮せず違法(中日メディカルサイト)-

マンションの下の階に住む男性(61)がベランダで 吸うたばこの煙で体調を崩したとして、名古屋市瑞 穂区の女性(74)が男性に150万円を求めた訴訟で、

名古屋地裁(堀内照美裁判官)は、昨年の 12 月 13 日、近隣住民に配慮しない喫煙の違法性を認め、精 神的な損害への慰謝料として5万円の支払いを命じ ました。女性は5階、男性はすぐ下の階に居住しベラ ンダで喫煙。女性には喘息の持病があり、手紙や電 話で喫煙をやめるよう男性に求めたが、応じなかっ たという事です。男性側は、女性の体調悪化と煙の 因果関係は認められず、マンションの規則でベラン ダでの喫煙は禁じられていない事などの理由を挙げ、 「違法性はない」と反論しました。判決は、他の居住 者に著しい不利益を与えながら、防止策をとらない ことは不法行為に当たると認めました。原告側弁護 士は「タバコの受動喫煙を訴えた訴訟で和解例はあ るが原告勝訴の判決は初めて」としており、「他人に 配慮し、お互いの生活を尊重し合うことの必要性を 認めてくれた画期的な判決」と話しています。

受動喫煙を深刻に受け止めない人々にとって、こ うした判決は『行きすぎではないのか』と受け取られ るでしょうが、それほど受動喫煙の健康被害は深刻 なのです。今後こうした裁判はますます増えるでしょ う。タバコ会社への大規模な訴訟も増えることは間 違いありません。

日本のタバコ対策の遅れは夜の街に出ればすぐ に分かります。どこの店も喫煙可…。これでは世界 から旅行客を呼べません。オリンピックをきっかけに 日本の受動喫煙対策に進歩が訪れることを期待しま しょう。タバコの煙なしにゆっくりと食事したりお酒を 飲んだりできる環境をはやく作りたいものです。